

知的財産権等使用料とこの地域の特許出願状況等について

10月初旬から、ノーベルウィークが始まります。今年も日本人の受賞が大きく期待されるようです。

経済的にみれば、ノーベル賞とりわけ科学3賞のような研究成果は、人類にとって、長期的には大きな社会的な資産には違いないところですが、短期的に経済に大きな影響を及ぼすかといえば、多くのものがあまり影響がないというところが実態でしょう。経済への波及効果という観点からみると、地道な研究開発によって得られた様々な革新技術だったり、これらに付随した特許などの知的財産の方が経済に与える影響が大きいのかも知れません。

話は変わりますが、本年、政治のシーンでは、保護主義、あるいはそれに相対する自由主義といったワードが飛び交い、貿易の黒字や赤字という国々間の取引について、例年に比べ、頻繁に新聞等で取り上げられるようになっていきます。

ここでは、さきほど述べた特許等の知的財産権に関する我が国の国際収支における状況、そして、この地域の特許の出願状況等についてみてみたいと思います。

○我が国の国際収支における知的財産権等使用料について

ところで、貿易の黒字や赤字を表す貿易収支あるいは経常収支とはどういったもののでしょうか。それぞれの定義を大まかに説明しますと、

貿易収支とは、一国の輸出と輸入の差額ということになります。

経常収支とは、その貿易収支に、サービス収支、第1次所得収支さらに第2次所得収支を加えたものとなります。

第一次所得収支・・・対外金融債権・債務から生じる利子・配当金等の収支状況を示す。

第二次所得収支・・・居住者と非居住者との間の対価を伴わない資産の提供に係る収支状況を示す。

サービス収支・・・サービス取引（輸送、旅行、知的財産権使用料ほか）の収支を示す。

我が国における、ここ20年の貿易収支、経常収支などをみてみますと、貿易収支は、基本的には黒字基調であるものの、平成23年から数年の間赤字に転落するなど、為替の影響などを受けながら、やや不安定な動きとなっています。一方、経常収支は黒字が続いていますが、近年は、第一次所得収支の堅調な増加が不安定な貿易収支を支え、経常収支の黒字を維持している構図に変わりつつあります。（図1-1、表1-1）

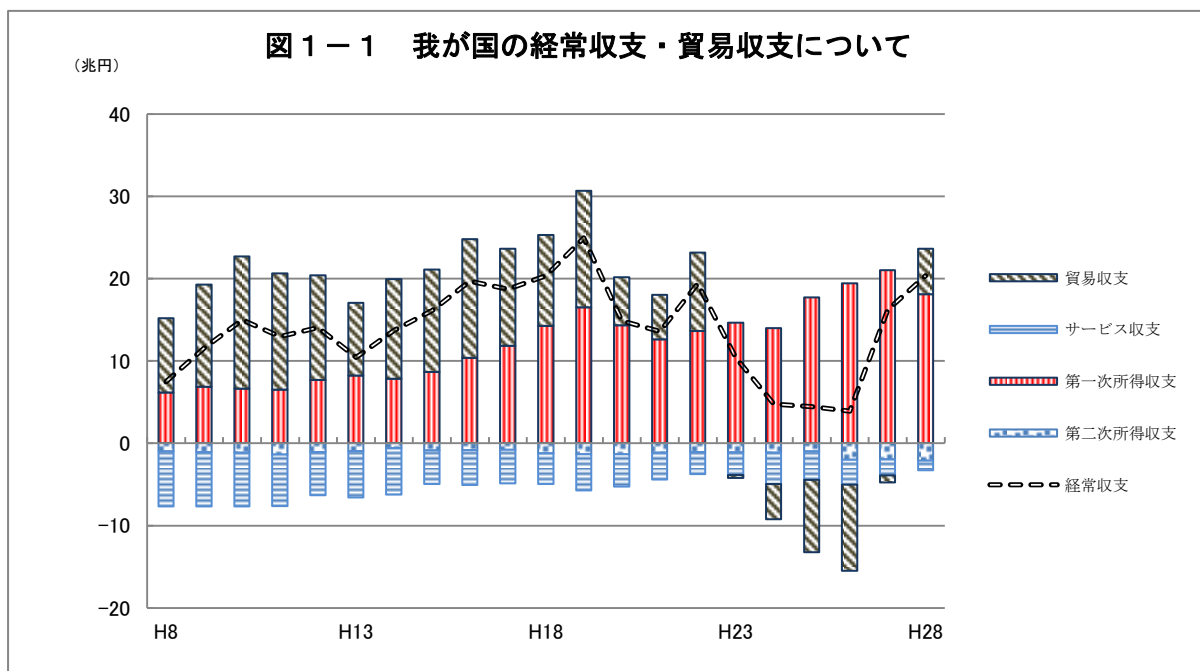


表1-1

(単位:億円)

区 分	H8	H13	H18	H23	H28
経常収支 (a+b+c)	74,943	104,524	203,307	104,013	203,421
(a)貿易・サービス収支	23,174	32,120	73,460	△ 31,101	43,771
貿易収支	90,346	88,469	110,701	△ 3,302	55,251
サービス収支	△ 67,172	△ 56,349	△ 37,241	△ 27,799	△ 11,480
(b)第一次所得収支	61,544	82,009	142,277	146,210	181,011
(c)第二次所得収支	△ 9,775	△ 9,604	△ 12,429	△ 11,096	△ 21,361

資料:図1-1、表1-1 いずれも財務省、日本銀行「国際収支状況」

次に、サービス収支の状況をもう少し詳細にみてみます。

この中で、旅行収支が大きく改善されているのは、最近、よく話題に上る訪日外国人によるインバウンド効果によるものですが、もう一つの特徴として、長らく赤字であった知的財産権等使用料も平成15年に黒字に転化するなど大幅に改善されていることが挙げられます。この理由としては、近年の企業の海外進出に伴い、現地の子会社などの生産が増加した結果として、その生産に対する対価としてのロイヤリティーが大きくなっていることが主な要因だと言われています。(図1-2、表1-2)

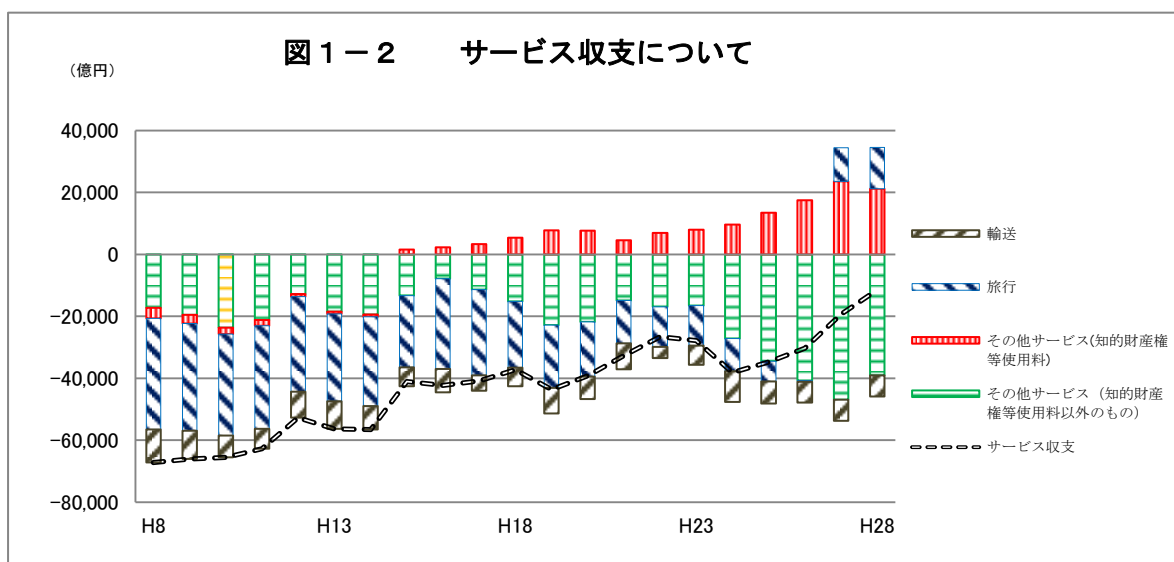


表1-2

(単位:億円)

区 分	H8	H13	H18	H23	H28
サ ー ビ ス 収 支	△ 67,172	△ 56,349	△ 37,241	△ 27,799	△ 11,480
輸 送	△ 10,588	△ 8,909	△ 6,032	△ 6,202	△ 6,837
旅 行	△ 35,880	△ 28,168	△ 21,409	△ 12,963	13,266
その他サービス(知的財産権等使用料)	△ 3,427	△ 800	5,358	7,901	21,190
その他サービス(知的財産権等使用料以外のもの)	△ 17,277	△ 18,472	△ 15,157	△ 16,535	△ 39,099

注意:輸送…国際貨物、旅客運賃の受取・支払

旅行…訪日外国人旅行者・日本人海外旅行者の宿泊費、飲食費等の受取・支払

その他サービス…知的財産権等使用料、利証券売買等に係る手数料等金融サービスの受取・支払ほか

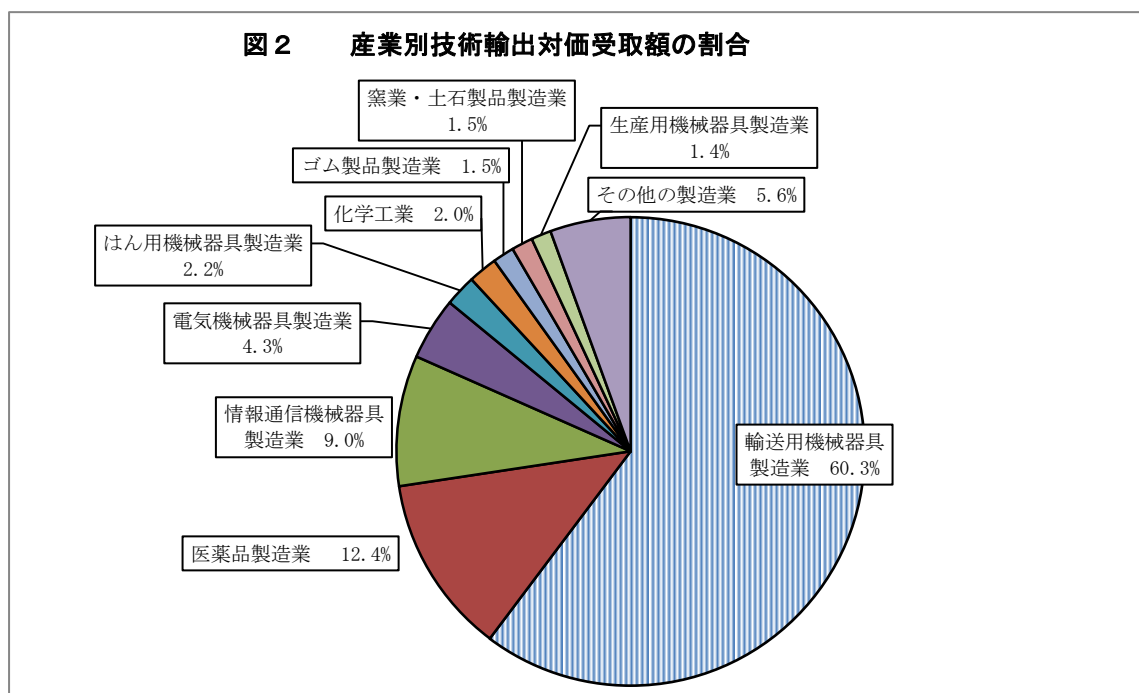
知的財産権等使用料…特許権、著作権等の使用料の受取・支払

資料:図1-2、表1-2 いずれも財務省、日本銀行「国際収支状況」

○企業の産業別技術輸出対価受取額から見えるこの地域の知的財産権等使用料について

次に、企業(製造業)が外国との間において、特許権、ノウハウの提供や技術指導等を行うことにより得た受取額(産業別技術輸出対価受取額)について、産業別の割合をみてみます。これによりますと、受取額の多くが輸送用機械器具製造業によって得られたものということが分かります。

本県は、世界有数の自動車メーカーや部品メーカーを数多く有しているなど、国内でも特に輸送用機械器具の製造に関連する企業が集積している地域でもあり、これら企業の多くが海外に子会社等拠点を設け、海外生産を行っています。このことから、知的財産権等使用料の多くがこの地域によってもたらされていることが推定できますし、これらが近年のサービス収支の改善・増加にも大きく貢献していると言えます。(図2)



注意:このデータは、平成27年度対象。
資料:総務省「科学技術研究調査」

○この地域の特許出願状況等について

知的財産権には、特許、商標などがありますが、ここでは、その代表として、特許について、この地域の出願状況等をみてみたいと思います。

今年の6月、国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)が、国際特許の出願件数について、地区別世界ランキングを初めて公表しました。(資料:「ザ グローバル イノベーション インデックス 2017」。なお、出願件数は、PCT(特許協力条約)により、2011～2015年に出願されたもの。)

これによりますと、「東京・横浜地区」が94,079件で、「シリコンバレー(米サンノゼ・サンフランシスコ)」の34,324件などを抑え世界一となっていますが、この地域「名古屋地区」も13,515件で世界9位にランキングしています。

このことから、この地域は、世界的に見ても、特許の取得に積極的に取り組んでいるということが分かります。

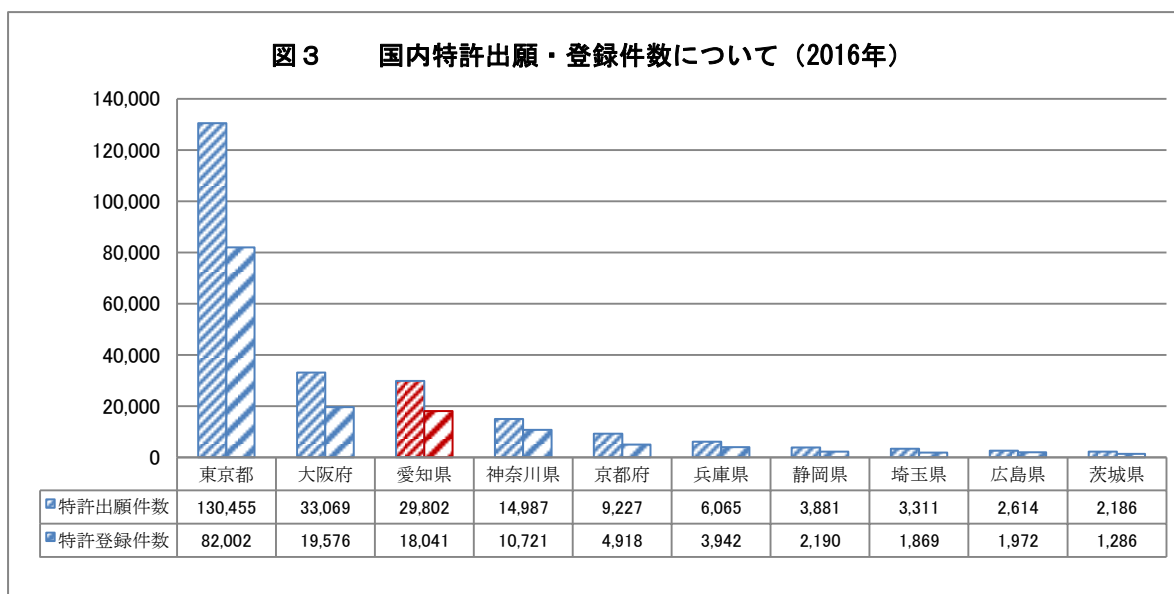
さらに、都道府県に絞って、ここ数年の国際特許の出願数(PTC出願)の推移をみてみますと、愛知県は、2012年、2013年と全国で4位でしたが、2014年以降の調査結果では、全国3位となっています。(表3-1)

表3-1

順位	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年	
	都道府県	国際特許出願件数	都道府県	国際特許出願件数	都道府県	国際特許出願件数	都道府県	国際特許出願件数	都道府県	国際特許出願件数
1	東京	21,412	東京	22,861	東京	22,117	東京	23,822	東京	24,269
2	大阪	8,748	大阪	6,933	大阪	6,151	大阪	6,187	大阪	6,192
3	神奈川	2,859	神奈川	2,774	愛知	2,772	愛知	2,845	愛知	2,890
4	愛知	2,782	愛知	2,750	神奈川	2,258	神奈川	2,013	京都	2,254
5	京都	1,778	京都	1,825	京都	1,840	京都	1,922	神奈川	1,950

資料:特許庁「特許行政年次報告書」

次に、直近のデータ(2016年対象)により、国内における特許出願数及び特許登録数について、上位の都道府県をみてみますと、ここでも、愛知県は、全国3位に位置していることがわかります。(図3)



注意:特許出願は、日本人によるもの。

資料:特許庁「特許行政年次報告書」

この地域で出願された特許は、先の世界知的所有権機関(WIPO)が公表した資料にも、主だった業種として輸送用機械が挙げられていますが、特許の出願数に関しては、全国有数とはいえ、東京に大きく水をあけられているだけでなく、大阪の次に位置しています。ただ、前述したとおり、知的財産権等使用料などにより外貨を獲得するという点で、この地域が大きく貢献していることを踏まえると、この地域は、全国的にみれば、特許の件数に比して効率的に収益を得ている地域であると考えられます。

ちなみに、これまでは、主に特許に関連し、この地域のデータをみてきましたが、知的財産権に関連した他の実用新案、意匠及び商標に関し、この地域の出願・登録状況もみてみますと、直近のデータ(2016年対象)における上位の都道府県のうち、意匠及び商標では、出願、登録とも愛知県は3位になっており、実用新案では、出願、登録とも5位となっています。(表3-2)

表3-2

区分		1位	2位	3位	4位	5位
実用新案	出願件数	東京都 1,245	大阪府 587	神奈川県 324	埼玉県 285	愛知県 239
	登録件数	東京都 1,216	大阪府 589	神奈川県 300	埼玉県 252	愛知県 228
意匠	出願件数	東京都 9,195	大阪府 4,490	愛知県 1,579	神奈川県 1,471	兵庫県 838
	登録件数	東京都 8,020	大阪府 4,166	愛知県 1,396	神奈川県 1,285	兵庫県 636
商標	出願件数	東京都 49,659	大阪府 37,520	愛知県 5,202	神奈川県 4,858	兵庫県 3,214
	登録件数	東京都 37,564	大阪府 9,718	愛知県 3,753	神奈川県 3,660	兵庫県 2,462

注意:いずれの出願も、日本人によるもの。

資料:特許庁「特許行政年次報告書」

なお、これら特許等の全国の利用状況を直近のデータ(特許庁「知的財産活動調査」:2015年度対象)でみてみると、特許で52.2%、意匠で28.7%、商標で25.9%といった知的財産権が未利用な状況であるという結果も出ています。ことから、これら知的財産権のより一層の活用も求められるところです。

いずれにしましても、今後の人口減少や高齢化社会は避けられない状況です。今後も、この地域が得意とする分野での特許などの知的財産権の取得のみならず、幅広い分野における知的財産権が活用されることにより、経済の活性はもとより社会貢献にも繋がることを望みます。